

伊達市立稀府小学校いじめ防止基本方針

平成26年 4月 1日策定

平成28年 4月 1日改訂

平成30年 4月12日改訂

1 いじめの防止等に関する本校の基本認識

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念【条例第3条】

- いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、並びにいじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服すること

(2) いじめ防止基本方針策定の意義

- いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、組織として一貫した対応ができる。
- いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童及び保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害者への支援につながる。
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

(3) いじめの理解

①いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第一章第二条）

いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、

いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周囲の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

※北海道いじめ防止基本方針（H30改訂）より、一部抜粋

②本校の基本認識

本校では、上記のいじめの定義のもと、いじめは、学校内外において同学年、異学年間においていつでもどこにでも起こりうるものであるが、「いじめは、決して許されるものではない」という共通認識を持っている。また、いじめられた児童の立場を第一に考え、すべての児童が安心、安全な環境の中で互いに尊重しおもしろいやり心をもって明るく楽しい学校生活を送ることができるよう予防・開発的な取組を組織的に実施するとともに、いじめが起きた場合は、いじめの4層構造（被害者、加害者、観衆、傍観者）から集団構造を把握し、生徒指導委員会を中心に全教職員で組織的に対応、解決、再発防止に取り組む。以上のことを踏まえ、以下の8点を本校の基本認識とする。

- 1) いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- 2) いじめは人権に関わる重大な問題であり、人として決して許される行為ではない。
- 3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- 4) いじめは、いじめられる側にも何らかの原因があるという考え方はあってはならない。
- 5) いじめはその行為の態様により、傷害、暴行、窃盗、恐喝等の犯罪行為が含まれる。
- 6) いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- 7) いじめは家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- 8) いじめは学校、家庭、地域などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

③いじめの解消

いじめが解消している状態とは、次の2つの要件を満たしていることとする。

<いじめに係る行為が止んでいること>

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行わ

れるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月)継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。

<被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと>

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2 いじめの未然防止のための取組

①自己肯定感及び豊かなコミュニケーション能力の育成

児童の主体的な活動を通して、子どもたちが自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を、全教育活動を通じて推進する。

②道徳教育の充実

「親切、思いやり」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「命の尊さ」などいじめ防止に繋がる内容項目の指導に当たっては、児童や学校の実態等を踏まえた指導を深めたり、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにするとともに、「特別の教科 道徳」を要として全教育活動を通じて道徳教育を行う。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

外部講師を招いての情報モラル教室の実施。保護者への情報モラル講演会の実施。

インターネット、携帯・スマートホン、インターネットに接続可能なゲーム機における危険性に対応について全体懇談会、学級保護者会、学校便りでの啓発。

④いじめの実態把握アンケートの実施

道教委のいじめ実態把握アンケートを活用しいじめの未然防止に取り組む。

⑤生活アンケート、児童理解ツール「ほっと」を活用した教育相談の実施。

中学校区で連携した生活アンケート及び児童理解ツール「ほっと」を年2回実施し、それに基づき全校児童の多角的な理解から教育相談を実施する。

⑥人権教室の実施

人権擁護委員会の方に来校して頂き、人権教室を実施する。

⑦月1回の児童実態交流会

月1回の児童実態交流会を行うことで、児童の実態を教職員で共通理解を図る。

⑧児童会活動による児童の主体的な取組活動

児童が主体となり、いじめの未然防止に繋がる活動を実施する。

⑨学校だより、ホームページによる保護者、地域への協力依頼

学校と保護者・地域が連携をとり、子ども達の様子を見ていく。

これらの取組を体系的・組織的に進めるため、以下の事項についてさらに検討を行うとともに、策定等に努める。

- ① 学校いじめ防止プログラムの策定
- ② いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容
- ③ 早期発見・事案対処マニュアルの策定
- ④ 年間を通じた具体的な活動
- ⑤ 加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針

3 いじめ防止等のための取組目標

学校評価における「各種アンケートや「ほっと」の結果も踏まえ、子供の実態把握と教育相談の実施等でいじめの未然防止や全職員、家庭、関係機関等と連携した指導が図ることができたか。」の項目において、教職員、児童及び保護者の評価全てを3.6以上とする。

4 いじめの早期発見・事案対処マニュアル

早期発見

①教職員による子ども達の日常観察

主なチェックポイント

- ・遅刻・欠席・早退などが増えた。
- ・朝の健康観察の返事に元気がない。
- ・教室に入らず、保健室などで過ごす時間が増えた。
- ・学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
- ・授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
- ・グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする。
- ・身体にあざが見られる。
- ・休み時間に一人で過ごすことが増えた。
- ・遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
- ・遊び仲間が変わった。
- ・給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
- ・重い物や汚れたものを持たされることが多い。
- ・清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
- ・責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。
- ・帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとならない。
- ・グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。
- ・本意でない係や委員にむりやり選出される。

- ・衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
- ・持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。
- ・持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。

②保護者による子どもの日常観察と学校との連携

家庭での主なチェックポイント

- ・理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある。
- ・理由のはっきりしないあざやけが（殴られた跡）がある。
- ・持ち物（学用品や所持品）がなくなったり、壊されたりしている。
- ・家族との会話が減ったり、学校的话题を意図的に避けたりする。
- ・ささいなことで怒ったり、家族に八つ当たりしたりすることが多くなった。
- ・登校時間になると、体調不良を訴えることがよくある。
- ・家庭から金品を持ち出したり、必要以上に金品を要求したりする。
- ・友達や学級の不平・不満を口にするが多くなった。
- ・これまで仲の良かった友達との交流が極端に減った。
- ・友達からの電話に出たがらなかったり、遊びの誘いを断ったりする。

③1年に2回（必要に応じて）、いじめ実態把握アンケート、中学校区で連携した生活アンケート、児童理解ツール「ほっと」、教育相談を全校児童対象に行い、いじめの早期発見・早期対応を図る。

④月1回の児童実態交流会でいじめの早期発見に努める。

早 期 対 応

一次対応（緊急対応）

- ① 担任を中心に、いじめの事実関係を正確に把握する。（状況に応じて全教職員で分担）
- ② いじめられた児童の安全を確保するとともに、受容と共感的傾聴による心のケアを行う。
- ③ 校長、教頭、生徒指導担当者に報告する。
- ④ 生徒指導委員会を開催し、事実関係の情報を共有化し、対応を検討すると共に役割分担を行う（※担任が一人で抱え込まない）。必要に応じて、拡大生徒指導委員会を招集する。
- ⑤ 状況により管理職から伊達市教育委員会に報告する。
- ⑥ 臨時集会または臨時職員会議で全教職員に情報と対応の共有化を図り、協働体制を構築する。
- ⑦ 保護者に把握した事実と今後の対応を伝える。

二次対応（短期対応）

- ⑧ 保護者や関係機関等と連携を図りながら、いじめられた児童生徒を支援するとともに、いじめた児童への指導及び必要に応じ全体指導を行う体制を整える。

三次対応（長期対応）

- ⑨ いじめられた児童生徒の学級及び集団への適応を促進する。
- ⑩ いじめられた児童、いじめた児童を含め事後の様子を確認し、再発防止に努める。

5 いじめ問題に取り組むための組織

◎学校のいじめに対する方針、取組の推進

- ①名 称：いじめ対策委員会
- ②役 割：いじめに対する学校の方針、取組内容、取組の周知、取組のための準備物用意
- ③構成員：校長、教頭、生徒指導担当者

◎いじめの予防及び早期発見

- ①名 称：児童実態交流会
- ②役 割：全校児童の実態交流（月1回）
- ③構成員：全教職員

◎いじめへの対応（校内で取り組むことが可能な場合）

- ①名 称：生徒指導委員会
- ②役 割：いじめの事実関係の確認、情報の共有化、対応の決定
- ③構成員：校長、教頭、生徒指導担当、担任、養護教諭、関係教職員

◎いじめへの対応（学校、保護者、地域の連携が必要な場合）

- ①名 称：拡大生徒指導委員会
- ②役 割：いじめの事実関係の確認、情報の共有化、対応の決定
- ③構成員：校長、教頭、生徒指導担当、担任、養護教諭、関係教職員、PTA会長、学校運営協議会委員、連合自治会長（必要に応じて外部専門家：右田永子SC）

6 年間計画

期	月	「いじめ対策委員会」の取組	全教職員での取組
前	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する学校の方針、取組内容の検討 ・望ましい集団づくりのための取組検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の方針、取組内容の確認 ・いじめの定義、基本認識の確認 ・児童実態交流会
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する方針の保護者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童実態交流会
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ把握アンケートの準備 ・いじめ把握アンケートの集計結果の公表 ・生活アンケート、児童理解ツール「ほっと」の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ把握アンケートの実施 ・生活アンケートの実施 ・児童理解ツール「ほっと」の実施 ・教育相談の実施 ・児童実態交流会
期			

	7月	・教育相談実施要項の検討、準備	・児童実態交流会
	8月	・いじめ未然防止に向けての保護者啓発	
	9月	・前期の反省と後期の取組検討	・児童実態交流会
後 期	10月		・児童実態交流会
	11月	・いじめ把握アンケートの準備	・いじめ把握アンケートの実施
		・いじめ把握アンケートの集計結果の公表	・生活アンケートの実施
		・生活アンケートの準備	
	12月	・教育相談実施要項の検討、準備	・教育相談の実施
	1月		
	2月	・後期の取組の反省と次年度の取組の検討	・児童実態交流会
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教室の開催 ・情報モラル教室及び情報モラル講演会の開催 ・道徳科授業の改善と充実、別葉を活用した全教育活動における道徳教育の充実 ・道徳科教科書「きみがいちばんひかるとき」の活用 		

7 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合は、以下に示す国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

- ① 重大事態の把握
- ② 重大事態の発生報告
- ③ 調査組織の設置
- ④ 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等
- ⑤ 調査の実施
- ⑥ 調査結果の説明・公表
- ⑦ 個人情報の保護
- ⑧ 調査結果を踏まえた対応
- ⑨ 地方公共団体の長等による再調査